

ベトナム共産党の法・司法改革「新方針」について

JICAベトナム長期派遣専門家

河野 龍三

塚原 正典

1 はじめに¹

2022年11月、ベトナム共産党の中央執行委員会²は、第13期第6回総会³における討議を経て、「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について」と題する2022年11月9日付中央執行委員会決議27号（27-NQ/TW、以下「新方針」）⁴を発表した。共産党は2005年に法・司法改革に関する党の方針である、2005年5月24日付政治局決議48号「2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について」（48-NQ/TW、以下「48号決議」）及び2005年6月2日付政治局決議49号「2020年までの司法改革戦略について」（49-NQ/TW、以下「49号決議」）を相次いで発出した⁵。今回の新方針は、48号・49号決議の後継文書と考えられるものである。

2021年1月1日に開始したJICAの「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」は、そのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）において、48号・49号決議の総括の結果、未達成であるとされた各機関の課題を確認し、新方針において取り組むべき主要課題として示されるであろう課題を優先課題として特定し、その中から最優先課題を選定し、ワーキンググループにおいて研究、解決策を提案するこ

¹ 本稿の見解は各執筆者の私見であり、JICAはもとより日本の法務省その他の組織を代表するものではない。ベトナムの法令、共産党及び国家機関の文書の内容については越語の原典ないし英語の公式文書を参照されたい。

ベトナムの法令の一部は日本語仮訳が法務省ICDの「ベトナム六法」に掲載されており（https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html）、共産党の文書については党ウェブサイトにて検索可能（<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/>）。

本稿掲載の情報は、2023年6月12日までの党及び国家機関のウェブサイト記事、越語・英語・日本語の報道等から入手したものであり、基本的に公開情報である。

² ベトナム共産党の最高指導機関は5年に1回開催される全国代表大会（党大会）であり、その際に全国の党員500万人超から党中央委員（定数180名及び補欠20名）が選ばれ、その中から政治局員（2021年から2026年までの第13期は当初18名）が選出される。通常は年2回、中央執行委員会総会が開かれ、党大会で定められた方針の実施について指導がなされる。

³ 会期は2022年10月3日から同月9日まで。

⁴ 塚原専門家の手による新方針、新方針で規定された目標を達成するため共産党中央執行委員会政治局の発行した実施計画（2022年11月28日付計画第11-KH/TW号）の日本語仮訳を本稿末尾に添付した。新方針の越語原文は「NGHỊ QUYẾT HỘI NGHỊ LẦN THỨ SÁU BAN CHẤP HÀNH TRUNG ƯƠNG ĐẢNG KHÓA XIII về tiếp tục xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam trong giai đoạn mới」（<https://dangcongsan.vn/xay-dung-dang/ngghi-quyet-ve-nha-nuoc-phap-quyen-xa-hoi-chu-nghia-viet-nam-trong-giai-doan-moi-625774.html>）であり、実施計画の越語原文は「KẾ HOẠCH THỰC HIỆN NGHỊ QUYẾT HỘI NGHỊ LẦN THỨ SÁU BAN CHẤP HÀNH TRUNG ƯƠNG ĐẢNG KHÓA XIII VỀ TIẾP TỤC XÂY DỰNG VÀ HOÀN THIỆN NHÀ NƯỚC PHÁP QUYỀN XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM TRONG GIAI ĐOẠN MỚI」（<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Ke-hoach-11-KH-TW-2022-thuc-hien-Nghi-quyet-xay-dung-Nha-nuoc-phap-quyen-giai-doan-moi-549138.aspx> 参照）

⁵ 日本語仮訳はICD NEWS第28号（2006.9）22頁以下に掲載。48号決議は「一貫的で統一され、また実施可能で、公開された、明白な法律システムを構築し、整備する」ことを、49号決議は「清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、一步一步現代化し、人民にサービスし、ベトナム社会主義国に貢献する司法基盤を構築する」ことを目標とし、法整備・行政改革・司法改革を同時に進める旨記載されている。

とが主な活動として設定されている⁶。つまり、新方針によって各カウンターパート機関に与えられた任務の一部が現行プロジェクトの活動になるという建付けになっており、これまでの活動を振り返るとともに今後の活動計画を立てる上で当該文書は極めて重要な役割を担っている。

そこで、本稿では、党の活動を中心にベトナムにおける法・司法改革の沿革を概観した後、新方針の策定過程及びその概要を御紹介する。

2 法・司法改革の沿革

(1) 1946年から2010年まで

ベトナムは、独立の翌年である1946年に当時のベトナム民主共和国において憲法を制定⁷して以降、特に1986年の第6回党大会においてドイモイ政策を採用してからは、計画経済から市場経済への移行にともない法整備を急速に進めてきた。1992年に憲法を改正すると1995年には民事の一般法である民法典を制定し、これ以降、基本となる実体法・手続法が順次整備されてきた⁸。

1991年の第7回党大会において「社会主義への過渡期における祖国建設綱領」⁹が採択されると、社会主義を堅持しつつ国民主権を実現する概念として「社会主義法治国家」という言葉が用いられるようになり¹⁰、2001年に修正・補充された憲法にはこの言葉が明記された¹¹。同年の第9回党大会においても、党の指導の下、社会主義法治国家を確立するため国家組織・活動の改革を推進し、民主主義を発揮し、法制を強化することが確認されている。

この間、2000年には「各司法機関が2000年中に実施する必要がある急迫の作業」に関する政治局指示53号¹²が、2002年には「これからの司法活動の重点工作任務」に関する政治局決議8号¹³が発出された。この8号決議の「指導の観点」と題する項目には、「司法活動は、党の正しい路線と主張を実現し、各段階における政治的任務の把握及び奉仕を効果的に行い、立法・行政・司法の各権力の行使において各国家機関の間で国家権力が統一され、割り当てられ、調整されることを保障しなければならない；民主主義を発揮し、法制度を強化する；我々の国家は人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家であるという本質を堅持する。」との記載がある。

⁶ 現行プロジェクトの概要についてはICD NEWS第91号(2022.6)11頁以下を参照。

⁷ 当時のホー・チ・ミン国家主席は国家における「法の支配」を重視し、憲法制定を最優先課題にしたと言われている。なお、憲法は1959年、1980年、1992年、2001年、2013年にそれぞれ修正・補充ないし改正され現在に至っている。

⁸ JICAプロジェクトが起草・改正を支援した法令については、ICD NEWS第87号(2021.6)23頁以下を参照。

⁹ 越語原文は、「Cương lĩnh xây dựng đất nước trong thời kỳ quá độ lên chủ nghĩa xã hội năm 1991」。

¹⁰ 「人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家の建設(Xây dựng Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa của Nhân dân, do Nhân dân, vì Nhân dân)」という内容が正式に党文献に登場したのは、1994年1月の第7期臨時党大会とされる。

¹¹ 「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家である。」(2条)と規定され、2013年憲法2条も同じ文言を引き継いでいる。

¹² 2000年3月21日付政治局指示53号(53-CT/TW)。

¹³ 2002年1月2日付政治局決議8号(08-NQ/TW)。

前記のとおり2005年には48号・49号決議が発出され、それ以降、2020年を目標年とした法・司法改革が進められてきた。

なお、2006年には当時のグエン・タン・ズン首相をヘッドとする「防止及び反汚職に関する中央指導委員会」が設立され、2009年に政府決議によって発行された「2020年までの防止及び反汚職国家戦略」には、「防止及び反汚職は、社会経済開発及び『新たな時期における社会主義法治国家の建設』を通じて喫緊かつ長期的な重要な任務である」旨記載されるなど、法・司法改革は汚職対策とも関連付けられてきた。

(2) 2011年から2020年まで

2011年1月に第11回党大会が開かれ、第10期に国会議長であったグエン・フー・チョン氏が書記長に選出され、留任したズン首相を党内序列で上回った。同党大会においては、前記「社会主義への過渡期における祖国建設綱領」を補充・発展させた新綱領及び新たな党規約が採択された¹⁴。2013年には、前記「防止及び反汚職に関する中央指導委員会」が政治局直属の組織に改組され、以降、チョン書記長がヘッドとなった。

チョン書記長は2016年1月に開かれた第12回党大会において再選され、ズン首相は引退となった。同党大会の政治報告¹⁵には第11回党大会と同様、「社会主義法治国家の建設・完備」の記載があり、法・司法改革に関して従来の方針から大きな変更は見られない。

2019年から2020年にかけて、48号・49号決議の達成状況を評価する総括作業が各機関で行われ、2020年7月29日付政治局結論83号（48号決議の総括）及び同84号（49号決議の総括）が取りまとめられた¹⁶。

(3) 2021年以降

2021年1月から同年2月にかけて第13回党大会が開かれ、チョン書記長が異例の三選を果たした。同党大会の最終日（2月1日）に採択された決議文書¹⁷は、35年間のドイモイ政策の実施状況を評価する一方、社会・経済における多くの課題を指摘し、2025年（南北統一50周年）までに近代工業を伴う低中所得国を、2030年（党設立100周年）までに高中所得国を、2045年（建国100周年）までに高所得国を目指すという中長期目標を掲げた。法・司法に関連するところでは、共産党の領導性、マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想を堅固化する方

¹⁴ 新綱領では、社会主義法治国家の建設における共産党の領導性が挙げられたほか、従来のマルクス・レーニン主義及びホーチミン思想の記載とは別にホーチミン思想に関する説明にスペースが割かれるなどの変化が見られるとの分析がある（JETROアジア経済研究所「転換期のベトナム：第11回党大会、工業国への新たな選択」37頁）。

¹⁵ 「政治報告」とは、過去5年間における前回党大会決議の実施状況を評価し、内外の客観的情勢を踏まえて、今後5年間の政治・経済・外交の基本方針を示す文書であり、党大会で検討される文書（党大会文献）のなかで最も基幹的なものである（JETROアジア経済研究所「ベトナム『繁栄と幸福』への模索－第13回党大会にみる発展の方向性と課題－」18頁）。

¹⁶ いずれも非公開。

¹⁷ 越語原文は「NGHỊ QUYẾT ĐẠI HỘI ĐẠI BIỂU TOÀN QUỐC LẦN THỨ XIII ĐẢNG CỘNG SẢN VIỆT NAM」(<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/dai-hoi-dang/lan-thu-xiii/nghi-quyet-dai-hoi-dai-bieu-toan-quoc-lan-thu-xiii-cua-dang-3663>)。

針に変わりはなく、「無駄のない清廉潔白かつ強力な社会主義法治国家を建設し、完備する」「引き続き共産党の整備、改造、完全的、清廉潔白かつ強力な社会主義法治国家及び政治システムの建設を促進する」「民主社会主義、国民の主権を完全に発揮するために法制度、体制、政策を均一に完備すると同時に、清廉潔白かつ強力なベトナム社会主義法治国家を建設する。司法改革、法制の強化を行い、各級の共産党執行委員会、各級の共産党支部、国家機関、ベトナム祖国戦線及び各級の政治・社会組織、幹部、党员による法律の厳守、民主社会主義の実現をはじめ社会の秩序を確保し、国民の団結の力を強化する。」などの記載が見られる。

これ以降、上記決議文書の内容のうち法・司法改革に関する研究が進められ、新方針が策定されることになるが、その過程については項を変えて説明する。

(4) その他

憲法の改正ないし修正・補充を受けて、人民裁判所組織法、人民検察院組織法がそれぞれ改正されるなど、司法機関の機構・組織が変革してきた経緯も重要であるが、本稿では割愛する¹⁸。

3 新方針の策定過程

(1) 指導委員会の設立

さて、共産党は、第13回党大会後、新たな法・司法改革の方針を策定すべく関連文書¹⁹を発行し、これらに基づき、社会主義法治国家の研究及び提案（ドラフト）の作成を目的として、「『2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略』という提案の作成に関する指導委員会」（以下「提案作成指導委員会」）²⁰を設立した。

2021年7月3日、ヘッドのグエン・スアン・フック国家主席（当時）が主宰して提案作成指導委員会の第1回会合が開催された。ファム・ミン・チン首相、ヴォン・ディン・フエ国会議長、グエン・ホア・ビン最高人民裁判所（SPC）長官、トー・ラム公安大臣、グエン・スアン・タン中央理論評議会議長兼ホーチミン国家政治学院院長、ファン・ディン・チャック中央内政委員会（CIAC）²¹委員長ら政治局員のほか、レ・ミン・チー最高人民検察院（SPP）長官、レ・タイン・ロン司法大臣ら各機関の幹部が出席し、ドラフト編集チームの編集長を務めるグエン・タイ

¹⁸ 過去の文献では、2002年の組織法改正までベトナムの司法改革は6次にわたって実施されたとの分析がある（ICD NEWS第29号（2006.12）1頁以下）。その後、2013年憲法に従い2014年に人民裁判所組織法、人民検察院組織法が制定され現在に至っている。

¹⁹ 2021年3月15日付中央執行委員会ワーキング・プログラム4号（04-Ctr/TW）、提案作成指導委員会の設立に関する2021年5月21日付政治局決定12号（12-QĐ/TW）。

²⁰ 越語原文は「Ban Chỉ đạo xây dựng Đề án “Chiến lược xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam đến năm 2030, định hướng đến năm 2045”」。

²¹ Ban Nội chính Trung ương、英語名称はCentral Commission for Internal Affairs。CIACは、内政、防止及び反汚職、司法改革の3つの分野に関して中央執行委員会（平常時は政治局及び書記局）に助言・支援を行う党の組織であり、現行プロジェクトからカウンターパート機関に参加している。「防止及び反汚職・消極に関する中央指導委員会」及び「司法改革中央指導委員会」の常任機関を務めている（2020年1月2日付政治局決定216号（216-QĐ/TW））。

ン・ハイCIAC副委員長²²も参加した。この会合では、12の研究課題²³が掲げられ、今後の提案作成の実施計画及び新方針のアウトラインの作成が指示された。

(2) 実施計画の作成及び遂行

提案作成指導委員会は、前記第1回会合の後、同委員会の目的・研究内容・担当機関等を定めた実施計画²⁴を発出した。同計画において、研究内容は以下の10個のテーマに分類されている。

- ① ベトナム社会主義法治国家に関する基本的な理論的問題
- ② ベトナム社会主義法治国家における党の指導
- ③ ベトナム社会主義法治国家を建設・完備させるための国家機関における機関の組織と運営
- ④ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、法制度を構築・完成し、法律施行を組織すること
- ⑤ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、国家行政を構築・完成すること
- ⑥ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、ベトナムの司法を構築・完成すること
- ⑦ ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の要件を満たすために、ベトナム祖国戦線、社会政治組織、社会専門組織、社会組織、国民の役割を促進すること
- ⑧ いくつかの国の法治国家に関する研究とベトナムの中央省庁及び地方における実態調査を行うこと
- ⑨ 「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略」の提案を発行・実施するための影響を評価すること
- ⑩ 「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の建設・完備戦略」に関する決議の主要な内容

上記のうち④は法制度に関連し、⑥は司法に関連するため、新方針は48号・49号決議両方の後継文書との見方が可能である。

また、10のテーマは更に27のトピックに細分化された上、国会、政府、中央公安、SPC、SPP、司法省等の各党組織、国家主席事務所、CIACのほか、ベトナム社会科学院、中央理論評議会、ホーチミン国家政治学院などに割り当てられている。例えば、SPCは人民裁判所における司法改革、SPPは人民検察院における司法改革、司法省は民事判決執行、国家管理、司法補助活動について、CIACは司法改革に向けた戦略といったトピックを担当することとされた。

²² ハイ副委員長は汚職対策を最優先課題とするJICAプロジェクトのワーキンググループ活動にも参加している。

²³ ①法治国家とベトナム社会主義法治国家に関する基本的な理論的問題、②党の指導、③国会及び国家会計検査院の組織・活動、④国家主席の制度、⑤政府及び地方の組織・活動（行政改革、公務員組織の構築を含む）、⑥司法機関及び司法補助機関の組織・活動（司法改革を含む）、⑦憲法保護のメカニズム、⑧法制度の構築・完備、法執行の組織化、⑨ベトナム祖国戦線の組織・活動等（「人民の主人権」の実現・発揮の確保を含む）、⑩諸外国における法治国家の研究、ベトナムの中央省庁及び省・市における実態調査、⑪提案の普及・実施に関する影響評価、⑫提案の基本的な内容。

²⁴ 2021年7月20日付指導委員会計画2号（02-KH/BCD）。

各機関は、2022年2月末までの一定時期に任務を完遂することとされており、計画に従った研究がなされてゆく。例えば、SPCは2021年9月に党幹事委員会による第1回指導委員会を開き、SPPは「2021年から2030年の段階のベトナム社会主義法治国家における最高人民検察院」プロジェクト²⁵を実施し、司法省の法制科学研究所（ILS）がホーチミン国家政治学院との共催で同年11月に大規模なセミナーを開催するなど、それぞれの活動が展開された。そのほか、ドラフトに対する意見聴取を目的に、ハノイ、ダナン及びホーチミン市において会議が実施された。

(3) ドラフトの編集作業

2022年2月になると、各機関から担当トピックに関する研究結果の報告書が順次提出され、それらを基にドラフトの編集作業が行われた。例えば、2月18日にはヴォー・ヴァン・ズンCIAC筆頭副委員長とハイCIAC副委員長が報告書の提出状況に関する会議を行い²⁶、4月4日にはフック氏、チャックCIAC委員長、編集チームらが出席する編集会議において進捗報告がなされた²⁷。

4月18日に行われた提案作成指導委員会の第2回会合においてドラフト第1版が提出され、5月31日の第3回会合ではドラフト第2版の内容に関する議論が行われ、その後、地方におけるドラフトに対する意見聴取も実施された。

7月25日には提案作成指導委員会の第4回会合が開催された。この会合でフック氏は編集チームに対し、新方針の提案に関する文書及び付属資料を10月の第6回中央執行委員会総会に提出できるよう要請したとされており、編集作業が同委員会の指導で進められていったことがうかがえる。

8月1日には再びフック氏以下の編集会議が開かれたが、その後、ドラフトが最終化され、提案作成指導委員会から党に対して提出されたものと考えられる²⁸。10月の総会で新方針について議論され、11月に27号決議という形式で公開されたことは本稿冒頭で述べた。

2023年2月、SPPの党幹事委員会は新方針実現に向けて意識を高めることを目的とした計画を発行し、SPCは新方針に従い司法改革を実行するための大規模な会議を2日間にわたって開催したと報じられている。今後の各機関における27号決議の実施状況が注目される。

²⁵ 越語原文は、「Đề án ”Viện Kiểm Sát Nhân Dân Tối Cao trong nhà nước pháp quyền Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam giai đoạn 2021-2030”」。なお、SPPは現行のJICAプロジェクトの枠組みにおいて、社会主義法治国家における人民検察院の役割等の研究報告の作成に取り組むワーキンググループを設置しており、ホアン・ティ・クイン・チー第14局（法制科学管理局）局長がリーダーを務めている。

²⁶ この時点で27のうち22のトピックについて専門家から報告書が提出されたとのこと。

²⁷ 編集会議では、27のトピックに関して4,000頁超の資料を収集したこと、提案作成指導委員会メンバーからアウトライン第2版に対するコメントを受領したこと、提案のサマリーレポートのドラフトが200頁超になっていることなどが報告された。

²⁸ ドラフトは非公開であり、実際にどのような資料が党に提出されたかは確認できていない。

4 政府ワーキンググループ

政府は、2021年に、前記83号結論を実施するための計画策定と題する首相決定²⁹を発出し、政府・首相に対する助言を目的としたワーキンググループを設置した³⁰。

政府ワーキンググループの任務には、48号決議の実施結果のレビューのほか、「ベトナム社会主義法治国家の建設・完備に関する第13期中央執行委員会の決定に含めるために、2045年を見据えた2030年までのベトナム法律戦略の内容を研究・作成する」こと、つまり新方針の研究が含まれている。

発足時のメンバーは、チュオン・ホア・ビン筆頭副首相、ロン司法大臣、ファン・チー・ヒエウ司法省次官、カオ・フイ首相府（OOG）副長官、ディン・ズン・シーOOG法律局長ほか計33名で（肩書はいずれも当時）、司法省が常任機関とされた。

法整備に関する関連情報としてここに記載しておく。

5 司法改革中央指導委員会

党は、2011年に、49号決議及び司法改革事業に関する各決議等を実施するため政治局に助言することを目的として、「司法改革中央指導委員会」³¹を設立した。同委員会は3か月ごとの定期開催とされており³²、これまで、弁護士能力向上、人民による司法活動に対する評価指標の構築、法科大学や司法学院（Judicial Academy）に関する課題、人民参加の裁判公判やオンライン裁判、少年司法、録音・録画、死刑制度まで、幅広いテーマを取り扱うほか、49号決議の総括である前記84号結論の実施計画ドラフトに関する議論や、前記第13回党大会決議文書のレビューなどを実施している。

メンバーには、フック国家主席（当時）、チャックCIAC委員長、ビンSPC長官、トー・ラム公安大臣、グエン・カック・ディン国会副議長、チーSPP長官、ロン司法大臣、ベトナム弁護士連合会（VBF）のドー・ゴック・ティン会長などが名を連ねていた。

2023年1月9日にはフック氏の主宰で会合が開かれ、2022年の活動報告、2023年の主要任務及び活動計画が承認された³³。

司法改革中央指導委員会は、新方針策定後も活動を続けており、新方針のうち司法改革分野についてどのような指導を行うのか、新方針とは別に新たな文書を発出するのか

²⁹ 2021年1月7日付首相決定4号（04/QĐ-TTg）。

³⁰ 根拠規定は2021年6月14日付首相決定935号（935/QĐ-TTg）である。

³¹ 越語原文は「Ban Chỉ đạo cải cách tư pháp trung ương」。根拠規定は2011年9月19日付政治局決定39号（39-QĐ/TW）であり、任務・権限等は同日付政治局規定40号（40-QĐ/TW）によって定められている。

³² ウェブサイト等で調べた結果、2016年から2021年の5年間については2016年9月に第1回委員会が、2021年12月に第14回委員会が実施されたことを確認できた。2022年以降は常任委員会が5月13日に第1回、10月15日に第2回、2023年1月9日に第3回が開かれている。

³³ 同会合においてフック氏は、新方針について、「ベトナム社会主義法治国家の観点、目標、各省・支部・中央及び地方機関の任務を明確に定義しており、その建設・完備を継続することが重要である」旨発言し、指導委員会メンバーが新方針における司法改革任務を実行するための計画・スキームを積極的に策定することを提起した。

など、今後の動向に留意が必要である³⁴。

6 新方針の概要

上述の沿革を受けて、第13会期党中央執行委員会の第6回会議（2022年11月9日）において、新方針が採択された。以下、その概要を説明する（詳細は、本稿末尾に添付する仮和訳を参照されたい。）。

(1) 構造

冒頭で現状分析が示されている。その概要は、いわゆるドイモイ実施から35年以上、祖国建設綱領実施から30年以上経過して、共産党の指導の下に、ベトナム社会主義法治国家概念の理解が高まり、その理論も進化し、法令体系の整備状態も進んでいるが、現状でそれは十分とまでは言えない、というものである。

それを踏まえて、①マルクス・レーニン主義、ホーチミン思想、民族独立、社会主義を堅持しつつ、ベトナム社会主義法治国家の建設、完備を継続する、②国家権力は人民に属するという原則の実現と国家権力は統一でありながらそれを立法権、行政権、司法権に割り当てた上での協働と統制、③憲法及び法令の尊重の保障、社会主義教育・社会主義教育能力向上の重視及び人権尊重、④これまでの達成事項とベトナムに合致する国際経験の承継、国家と民族の利益・主権・国家の安寧・社会主義制度の擁護、⑤立法・行政・司法改革の一体化と調和、不明確な問題に対する研究、必要に応じた方針の変更・修正、という5つの観点が示されている。

それらの観点を踏まえて、2030年に向けた目標が記載されている。具体的には、共産党が社会主義法治国家完備を指導することを示した上で、人権擁護、立法・行政・司法権の国家機関へ割り当てた上での協働と統制、憲法と法令の尊重、国会の活動の刷新、民主的で法治的な行政の基礎構築、専門的で人権・社会主義の擁護に資する司法権の基礎構築、行政職員の専門性・廉潔性の向上等である。

続いて、それら目標達成のため、国家機関が実施する10の任務（詳しくは後述）を示した上で、それら任務を実施する組織として、共産党中央執行委員会政治局、各級の各委員会、国会・最高人民裁判所・最高人民検察院の党関係者、ベトナム祖国戦線、共産党中央宣伝教育委員会、同中央内政委員会を挙げている。

(2) 新方針で示された任務

以下に、掲げられた10の任務につき、それらの主要な内容を簡潔に紹介する。

ア ①ベトナム社会主義法治国家についての広報、普及、教育、認識向上

共産党が掲げる社会主義法治国家に対する正しい認識と理解を広めることを目標とする。

その前提として、注目したいのが、ベトナムの社会主義法治主義の特徴とされ

³⁴ 一例を挙げると、前記指導委員会2号計画によって国会党団に割り当てられたトピックのうち、「ベトナム社会主義法治国家の建設・完備の条件を満たす立法権・行政権・司法権の行使における国家機関の間の配分・協同・抑制体制の完備」については、司法改革中央指導委員会に委ねられており、この分野に関する何らかの研究結果が発表される可能性がある。

るものが明記されていることである。それによれば、「ベトナム社会主義法治国家は、共産党の指導に基づいている。人民の、人民による、人民のための国家である。人権・市民権は憲法及び法令により公認、尊重、保障、擁護される。国家は、憲法及び法令に従って組織され、活動し、憲法及び法令によって社会を管理する。国家権力は統一であり、立法権、行政権、司法権の実施において各国家機関に理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制される。法令制度は民主的で、平等な、人道的で、十分で、同調的な、統一的な、遅滞のない、実現可能な、公開の、明白な、安定した、アクセスが容易なものであり、厳正で一貫性をもって実施される。裁判所の独立は審理の権限に従い、裁判官及び参審員は独立して法令のみに従う。国際連合憲章及び国際法令の基本原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の実施を尊重、保障し、国家－民族の利益を最も高度に保障する。」というものである。この内容で、社会主義法治国家の概念を統一的に認識することが予定されていると理解できる。

イ ②人民の主体的権利の保障、憲法及び法令への敬意、人権、市民権の尊重、保障及び擁護

国家権力の実施に当たり人民の意見、提案を受け入れて民主的なものにするとともに、過激な民主的表現、社会の安寧・秩序を害する民主の濫用を処分する。憲法と法令を重要視し、憲法とベトナム社会主義法治国家に適合する教育内容を導入すること、人権についての共産党の考え方・憲法の規定の具体化、市民の活動に関して法令をネガティブリスト的に捉えるべきこと、権利は義務と不可分で国家、組織、個人の利益を侵害できない。

ウ ③法令制度及び法令の厳正で効果的な実施体制の完備、迅速で強靱な国家発展の要請の保障の継続

法令制度の中核に合法的権利・利益の観点を取り込んで創造的刷新を行うこと、社会主義的市場経済を擁護し、グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させ、国家・社会の安寧と秩序、外交と国際統合を発展させる。立法過程において、政府の積極性・創造性、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織の役割の向上、法規範文書の中での法律の形式の使用の最大化、施行案内文書の遅滞なき発行、法規範文書の検査の強化、「集団の利益」を積極的に解する。法令普及業務の刷新、法令へのアクセス容易性の確保、法令施行の刷新と指導者の責任の明確化、人民の提案の効果的な受け入れ、法に関する組織の人的リソースの開発、公務員の能力向上、法令研究及び教育の質の向上を行う。

エ ④国会の活動の組織の刷新と質の向上の継続

国家機関における国会の最高位性の継続、国会による国家活動の監察の保障、国会議員の活動の質の向上、兼業の国会議員数の減少、有権者からの国会議員の評価の仕組の整備、国会会期数の合理的回数までの増加を行う。国会民族評議会・国会常務委員会の活動の効果向上、電子国会の構築、立法活動の根本の刷新、監察の範

囲等明確化の研究、予算実施の監察、財政・予算に関する決議の法典化を行う。

オ ⑤憲法に従った国家主席制度の良好な実施の継続

国家元首である国家主席の位置、任務、権限、役割の認識を行う。国会、政府、裁判所、検察院との関係における任務と権限の明確化のための研究を継続する。

カ ⑥政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続と人民に奉仕する、専門の、法治的、現代的、効力的、効果的な行政の基礎の構築

効果的な活動のための政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続、専門機関の組織化と数の減少、主宰機関と関連機関との協働の原則の実施、最高位の行政機関としての政府の位置・役割の発揮、現代的等の方向性に従った国家管理の刷新、人民の参加の向上、法令作成における政府の役割、権限、責任等の明確化、立法権への政府の主導的参加と密接な協働を行う。組織機構、公務及び電子行政に対する行政職員の質向上と行政改革、オンライン公務の適用、デジタル経済・デジタル社会の基礎構築、公共サービスの質の改革を行う。都市・農村等の地域に適した地方政権の完備、地方政権の階層の減少、地方に適合する地方政権モデルの構築、各級の行政部門の調整の継続とその研究、各省庁間、政府の各省庁に対する責任の確定、行政機関内の指導者の役割・責任の強化、行政のニーズに適合する人的リソースの開発、公務員制度改革、人民の満足度による行政職員への評価の指標の完備を行う。

キ ⑦専門の、現代的な、公平な、厳正で、廉潔で、祖国に奉仕し、人民に奉仕する司法の基礎の構築

人権擁護の保障、法令違反の干渉行為の防止、裁判官の独立、裁判官・参審員が法令のみに従うことの保障、訴訟制度・訴訟費用制度の改善、弱者の集団の提訴に関する規定の研究、訴訟の審級ごとの任務の明確化のための権限確定、事件立件・証拠収集における裁判合議体の権限明確化を行う。人民検察院による公訴権の行使及び司法活動の検察の良好な実施のための体制の完備、被逮捕者等への法令に基づく人権の保障、捜査機関の活動が人民検察院により取り消された場合の、捜査機関からの提案制度の完備を行う。判決執行機関制度の刷新、判決執行における人権保障、判決執行における各機関の協働の向上を行う。弁護士制度の完備、弁護士への国家管理の効力向上、社会－職業組織の自己責任の強化、司法改革と国際統合の要請に適合する弁護士集団を作るための教育の実施、法律家協会の強化を行う。法律扶助の役割とその専門性、質の向上、法律扶助に対する現代的情報技術の活用、公証・調停・仲裁・民間執行吏その他の司法の人的リソースの拡充、給与政策の刷新、裁判官の廉潔性、専門性を高める制度の刷新を行う。

ク ⑧国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進

国家権力の統一性とその立法、行政、司法機関への割当てと、その密接協働性を確認しつつ、権力の濫用に対する責任追及を行う。共産党と人民による国家権力の検査の密接な結合、人民による直接的な権力統制の制度の完備、告発等の人民の権

利の保障、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織、報道機関による権力監察の役割の拡充を行う。汚職・消極的現象防止と予防のための新制度の設立の研究・権力制御の規定の発行、汚職・消極的現象に対する厳正な処分、公務員の給与制度改革・生活向上、汚職・消極的現象を望まない廉潔な文化の構築を行う。

ケ ⑨ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請に適合する国際統合の強化・主導、新たな形式の祖国の建設と擁護

国際統合を積極的に主導するための制度の完備、独立・自主・平和等の対外路線の継続、国際連合憲章及び国際法に基づいた国家－民族の利益保障と独立・主権・領土の完全性・国家の安寧・社会主義制度の堅持、国際法のベトナム国内法化の完備、国際条約の効果的实施を行う。国際法に関する人的リソースに対する教育の効果・質の向上、外国に所在するベトナム市民の権利・利益の擁護を行う。共産党の方針・社会主義法治国家における成果・社会－経済発展・人権擁護につき対外発信を強化する。

コ ⑩ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、党の指導の強化、ベトナム祖国戦線及び人民の役割の発揮

共産党の指導方式を刷新しつつ、その全面的で統一的な指導の保障、党決議作成・発行・実施能力向上、ベトナム社会主義法治国家建設及び完備のための能力ある幹部公務員集団の構築、指導者による立法・行政・司法改革の刷新、共産党の指導の継続、共産党の方針の具体化・制度化とその検査・監察の強化を行う。「党の指導、国家管理、人民主体」及び「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」の路線の具体化・制度化、人民の主体性・積極性・創造性の発揮、人民に責任を負う共産党強化のための規定の完備、共産党及び党員が見本となって憲法及び法令の順守を行う。ベトナム社会主義法治国家建設・完備にあたり、ベトナム祖国戦線その他の政治－社会組織がその役割を発揮し、国家権力の統制、汚職・消極的現象の防止、全民族団結強化への貢献を行う。

(3) 政治局発行の実施計画

上記の、新方針で規定された目標を達成するため、共産党中央執行委員会政治局は実施計画を発行している（2022年11月28日付計画第11-KH/TW号、以下「計画」という。）。この計画では、新方針で示された目標達成のため、国会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院等の国家機関内の党幹事会・党員集団や、党内の各委員会に対して、さらにブレイクダウンした任務を課すものであり、それら任務の達成目標時期も明記されている（詳細は、本稿末尾に添付する仮和訳を参照されたい。）。加えて、新方針、計画を受けて司法省を含めた各省庁・政府機関のより詳細な課題を示すものとして、政府の活動プログラム第77/NQ-CP号も今年5月12日付で発行された。この活動プログラムの末尾には各省・政府機関に対して作成を求める計画とその提出期限等を記載した一覧も添付されている。最高人民検察院など政府機関には含まれない国家機関も同種の活動プログラムを作成中であると思われる。

7 おわりに

以上、新方針が策定された経緯やその概要について説明した。新方針は、JICAの現行プロジェクトの活動指針であるだけでなく、ベトナムに対する今後の法整備支援の方向性を検討する上で、また、2030年、2045年までの法改正や司法制度の変革を予測する上でも有益な資料である³⁵。法整備支援に携わる日本側の関係者の皆様にとって少しでも役に立てば幸甚である³⁶。

³⁵ 提案作成指導委員会の第3回会合では、2030年までは2013年憲法下の現行体制の完成を目指す、2030年から2045年までの間には憲法改正も視野に入れて検討するとの意見があった。策定過程の議論も含めて新方針の内容を研究することが必要である。

³⁶ 末筆ながら、新方針に関する情報収集においては、プロジェクトオフィスの日越スタッフ4名（マイ・ティ・フォン、ダオ・ミン・フォン、チャン・ホアン・アイン、ドー・ゴック・アイン）に多大な貢献をしてもらった。この場を借りて感謝申し上げる。

【2023年4月27日付仮和訳】

中央執行委員会

ベトナム共産党

*

Số 27-NQ/TW

ハノイ 2022年11月9日

決議

第6回会議

第13会期党中央執行委員会

新段階におけるベトナム社会主義法治³⁷ 国家の建設及び 完備³⁸の継続について

I 一 状況

社会主義発展の過渡期におけるドイモイ実施から35年以上、国家建設綱領実施から30年以上経過し（1991年綱領、その綱領の2011年補充改正）、党の指導の下で、人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家建設事業は、重要な成果を達成した。ベトナム社会主義法治国家についての認識、理論は日に日に統一され、より十分で深淵なものになっている。法令の体系は完備された基本的段階にある。国家と社会の組織、活動において、法令の役割と法令の実施は重視されている。立法権、行政権、司法権の実施における国家機関の業務の割当て、協働及び統制は、日に日により明確になり、積極的になっている。国家組織は整合的で効力のある効果的な活動をしている。国会の活動には多くの刷新点があり、その質は向上している。大局的な管理、運営、障害の解消、発展の支援につき、政府の活動はより主体的、積極的、集中的になった。行政改革、司法改革は複数の領域にて突出した段階にある。人民裁判所、人民検察院、捜査機関、判決執行機関、司法扶助機関は引き続き整備され、活動の質は向上している。憲法の規定に従った人権、市民権³⁹は、実際に、法令による具体化、より良好な実現が継続している。直接民主及び代表民主は強化されている。ベトナム祖国戦線及び各政治-社会組織はそれぞれ刷新されている。ベトナム社会主義法治国家のモデルは「党の指導、国家管理、人民主体」という制度に従って完備と運営を止めることなく、祖国の刷新、建設及び防衛事業についての大きな成果に重大な貢献をし、歴史的意義を有する。

しかし、ベトナム社会主義法治国家建設事業は依然として制限され、不十分さが残

³⁷ 「ベトナム社会主義法治国家」の原文は「Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam」である。「法治」とは多義的な表現であるが、ベトナムにおける「法治（pháp quyền）」の意味するところは、本稿の「IV」の「1」の第一段落部分を参照されたい。

³⁸ 「完備」の原文は「hoàn thiện」（直訳は「完善」）であり、完璧なものにする、完全なものにする、という意味がある。

³⁹ 「市民権」の原文は「quyền công dân」（直訳は「公民権」）である。

り、新たな状況における国家の発展、管理及び防衛の要請にまだ適合していない。理論と実践のいくつかの問題は十分に説得的に解明されていない。国家機構、法令の体系にはいくつか不十分のところがあ、実際の要請にまだ適合していない。国家権力はまだ効果的に統制されておらず、権力統制制度はまだ完備されていない。ベトナム祖国戦線、各政治-社会組織及び人民の監察の役割はまだ強力に発揮されていない。幹部、公務員、党員及び人民の法令執行の意識はまだ厳正ではない。行政改革、司法改革は国土発展の要請にまだ適合していない。

上記の制限、不十分さの主要な原因は次のとおりである。ベトナム社会主義法治国家の建設は、大きな、複雑な、長期間にわたる問題である。実践の総括、理論の研究、完備は、まだ適切な関心を持たれていない。ベトナム社会主義法治国家建設についての方針・任務の実施における、党の委員会・党の組織・政権の政治的決心、領導・指導業務は、提起されている要請にまだ合致していない。

II - 観点

1. マルクス・レーニン主義、ホーチミン思想を堅持し、運用及び創造的発展をする。民族独立及び社会主義という目標を堅持する。党の指導、政権把握の刷新及び保障の筋道を堅持する。党の指導・国会の管理及び主体である人民の間、国家・市場及び社会の関係、民主社会主義⁴⁰の実行と法制の強化、社会的規範の保障の関係、これらの大きな関係をよく理解して処理する。党の指導の下での、人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家の建設、完備を継続することは、政治的刷新の核心的任務である。建設、整理業務の総体において、党と政治制度を常に清らかで力強いものにしなければならない。全民族の団結を力強く発揮し、政治制度全体に高度の決心、大きな努力、激しく、辛抱強く、効果的な活動を介入させる。人民を豊かにし、国を強くし、民主的で、公平で、文明的であるという目標の下、祖国建設及び防衛業務の勝利を実現する。
2. 国家権力の全てが人民に属するという原則を一貫して実現し、ベトナム社会主義法治国家における人民の主体的権利⁴¹を発揮する。国家権力は統一的なものであり、人民の監察の下での立法、行政、司法権の実施において、国会機関の間で理路整然とした業務割り当て、緊密な協働、効果的な統制を行う。
3. 憲法及び法令尊重を保障する。ベトナム社会主義法治国家は憲法及び法令に従って活動し、憲法及び法令によって社会を管理し、同時に社会主義教育、社会主義教育能力の向上を重視する。党の方針、路線の遅滞なき、十分な制度化⁴²及び実施をする。人は国土発展の中心であり、目標であり、主体であり、動力である。国は人権、市民権を尊重し、保障し、擁護する。

⁴⁰ 「民主社会主義」の原文は「dân chủ xã hội chủ nghĩa」である。

⁴¹ 「主体的権利」の原文は「quyền làm chủ」で、JICAベトナム六法収録の2013年憲法第3条では「主人権」と訳されている。

⁴² 「制度化」の原文は、「thể chế hóa」（直訳は「体制化」）である。

4. 国土の実践と時代の発展の趨勢を重視して、これまでの達成を承継し、ベトナムに合致する国際経験を選択的に引き継ぐ。民族と時代を、国家と国際を力強く結びつける。国家－民族の最優先の利益を保障し、確固たる独立、主権、統一、国土の完全性、国家の安寧、社会主義制度を擁護する。
5. 立法の刷新、行政改革、司法改革相互の全体性、同時性、関係性を保障する。承継・安定と刷新・発展の2つの流れを調和的に結合する。重心⁴³、重点を緊急に、厳格かつ明朗に、一貫して進行し、歩みを確固たるものとする。いくつかの問題は実際に要請され、明確で、実際に正しいことが証明されているので断固として実施されている。いくつかの問題はまだ明確でなく、相互に異なる意見が残っているので、権限を有する機関が許可を求める場合には引き続き研究、総括の実践、実施を行う。実施済みの方針が適合しない場合は、遅滞なく変更、修正を研究する。

Ⅲ－目標、重心

1. 目標

1.1. 概括的目標

人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義法治国家の完備は、ベトナム共産党の指導によるものである。法令制度の完備は厳正に一貫として実施される。憲法及び法令に敬意を払い、人権、市民権の効果を尊重、保障、擁護する。国家権力は統一的で、理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制する。行政、司法の基礎的土台は専門的で、法治的、現代的である。国家機構は均整が取れ、清らかで、その活動は効力があり、効果的である。幹部、公務員、行政職員の集団は資質、能力、専門性、廉潔性が十分である。国家管理は現代的で効果的である。迅速で強靱な国土発展の要請に適合的であり、2045年に向けた社会主義の方向性に従って国家が発展し、高い収入を得る。

1.2. 2030年に向けた具体的目標

—人民の主体的権利の保障制度の基礎の完備を行い、人権、市民権の保障と擁護を行う。憲法と法令に敬意を払い、社会における主体に対応する標準となる。法令制度を民主的で、平等で、人道的で、十分で、同調的で、統一的で、遅滞なく、実現可能で、公開の、明白で、安定した、アクセスが容易で、創造的刷新、強靱な発展をして、厳正で一貫性のある法令の実施制度への道を開くものとする。立法権、行政権、司法権の実施における国家機関の間の割り当て、協働、統制の制度を完備し、国家権力の統一性を保障し、効果を統制する。

—国会の活動の刷新と質の向上を継続する。憲法の規定に従って、国会が人民の最高の代表機関、最高の国家権力機関であることを実際に保障し、職務、任務の実施効果を向上させる。

⁴³ 「重心」の原文は「Trong tâm」である。重要な点との意味と推測される。

—人民に奉仕する国家行政の基礎的土台の建設の基本を、民主的で、法治的で、専門的で、現代的で、強靱な、公開の、明白なものとして完成する。政府は国家行政の最高機関であり、行政を執行して、国会の執行機関であることを保障する。中央と地方の間の合理的な階級、権利の割り当てをする。地方政権の機構組織の完備を基礎付ける。

—司法権の基礎的土台の建設の基本を、専門的で、現代的で、公平な、厳正な、廉潔な、祖国への奉仕、人民への奉仕、公理の擁護、人権・市民権の擁護、社会主義の擁護、国家の利益の擁護、組織・個人の合法的で正当な権利・利益の擁護にかなうものとして完成する。

—国家機構を均整のとれたものとし、その活動を効力があり、効果的なものとする。幹部、公務員、行政職員の集団は資質、能力、専門性、廉潔性、公平性、無私性が十分である。

2. 重心

—法令制度及び法令実施制度を厳正で一貫的なものに完備する。憲法及び法令に敬意を払うことを保障する。法令に関する人的リソースの質を高める。

—国家権力統制制度を完備し、汚職・消極的現象の防止を十分に強力なものとする。行政改革を十分に強力なものとすることを継続し、国家機構が実施能力を高めるにあたり、組織、個人の職務、任務、権限の階層、割り当てを明確にすることを強化する。

—司法改革を十分に強力なものとして、審理権限に従った裁判所の独立、裁判官、参審員が独立して法令のみに従うことを保障する。

IV—任務及び解決法

1. ベトナム社会主義法治主義国家についての広報、普及、教育、認識向上の強化

—ベトナム社会主義法治国家についての理論体系の実践の総括、研究、構築及び完備を強化する。ベトナム社会主義法治国家の特徴に関する認識を、以下のように統一する。「ベトナム社会主義法治国家は、共産党の指導に基づいている。人民の、人民による、人民のための国家である。人権・市民権は憲法及び法令により公認、尊重、保障、擁護される。国家は、憲法及び法令に従って組織され、活動し、憲法及び法令によって社会を管理する。国家権力は統一であり、立法権、行政権、司法権の実施において各国家機関に理路整然と割り当てられ、密接に協働し、効果を統制される。法令制度は民主的で、平等な、人道的で、十分で、同調的な、統一的な、遅滞のない、実現可能な、公開の、明白な、安定した、アクセスが容易なものであり、厳正で一貫性をもって実施される。裁判所の独立は審理の権限に従い、裁判官及び参審員は独立して法令のみに従う。国際連合憲章及び国際法令の基本原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の実施を尊重、保障し、国家—民族の利益を最も高度

に保障する。」⁴⁴

—憲法及び法令について、ベトナム社会主義法治国家について、幹部、党員、人民に対して認識を高める宣伝、普及、教育を強化し、新段階においても引き続きベトナム社会主義法治国家を建設し、完備する任務を要請する。社会主義法治国家の建設及び完備は深淵で貫徹されるべきもので、それは政治制度刷新の重要な任務である。民主社会主義と社会主義的傾向のある市場経済の発展を、歩調を合わせて進行する。

2. 人民の主体的権利の保障、憲法及び法令への敬意、人権、市民権の尊重、保障及び擁護

—直接民主、代表民主、特に一般の私的な場所における民主により、人民の十分な国家権力実施を制度化し、正しく、効果的に実施する。法令規定の完備の実施及び研究の総括は、人民の直接民主の形式をより良好に発揮する方向に従う。一般の私的な問題、地方及び国家の問題について人民が討論に参加し、国家機関に提案する権利実現を保障する。人民の意見、提案、考察、不服申立て、告発の受け入れ、処理、解決、回答にあたり、公開、明白なものにする。人民にふさわしい人物を選択するために選挙制度を刷新する。外国に住んでいるベトナム市民の投票を研究し、選挙ができない場合を明確にする。民主を発揮して規律、規範についての法制度、社会道德及び市民の責任を強化して、過激な民主的表現、形式的な民主的表現と断固として戦う。国家の利益、組織、個人の合法的権利・利益を侵害し、国家の安寧、社会の秩序、安全を侵害するあらゆる民主の濫用行為を厳格に処分する。

—政治制度及び社会全体において憲法及び法令に敬意を払う意識と生き方を作る。憲法及びベトナム社会主義法治国家に適合する内容を国民教育制度の養成課程に導入する。憲法、法令の実施において幹部、党員、公務員、行政職員の責任意識、能力を向上する。憲法擁護の権利と責任を十分に実施する体制を具体化し、建設する。

—人権、市民の基本的権利義務に関する党の観点、方針及び憲法の規定の遅滞なき、十分な制度化、具体化を継続する。ベトナムが加盟済みの人権に関する国際条約を国内法化する。人権、市民権の尊重、保障、擁護における、国家機関の責任を明確に確定する。市民は法令が禁止していないもの全てを行うことができるという原則を実施する。市民権は市民の義務と分離できず、人権、市民権の実施は国家－民族の利益、組織、個人の合法的権利・利益を侵害することができない。

3. 法令制度及び法令の厳正で効果的な実施体制の完備、迅速で強靱な国家発展の要請の保障の継続

—民主的で、公平で、人道的で、十分で、遅滞のない、同調的で、統一的で、公開の、明白な、安定した、実施可能な、アクセスの容易な、社会関係の十分な調整可能性のある法令制度を構築し、人民、組織、企業の合法的で正当な権利利益を中核に取り込み、創造的刷新を促進する。あらゆる領域の法令制度の完備に集中し、困難、紛

⁴⁴ 「」（カギカッコの表記）は原文にはなく、理解を容易にするため仮和訳者が挿入した。

糾を遅滞なく解決し、国土の迅速で強靱な発展のために、あらゆる潜在力及び原動力を発揮し、新たな動力を創造する。特に、国家機構及び政治制度の実施、活動についての法令を完全なものにする。人権、市民権について民主的なものとし、社会主義傾向のある市場経済体制、国家と市場及び社会の新たな関係を保障し、擁護する。教育－道徳、科学及び工業を発展させる。人的リソースを開発し、人材を引き付けて活用する。文化、情報、広報、スポーツ、医療、社会の安定、環境保護、気候変動への適応を発展させる。グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させる。司法、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、外交と国際統合を発展させる。

一法令の作成過程を刷新・完備し、専門・研究を遅滞なく、実現可能性をもって、効果的に保障することを継続する。政策形成過程をより明確に規定し、立法及び法的文書作成過程をより明確に定める。立法過程における主体、特に政府の躍動性、創造性、積極性、役割、責任を発揮する。法令作成に参加するベトナム祖国戦線、各政治－社会組織、人民、専門家、研究者の役割を発揮する。法規範文書草案に対する人民の意見の解明、受領につき社会的に評価する制度を完備する。国会と政府間、各省間、中央と地方間の同調性、遅滞のなさを保障する。法令源を多様化し、法典⁴⁵を高度化かつ重視し、法規範文書体系における文書の簡略化、階層、種類の削減をする。法規範文書発行権限のある機関を正しく、明確に確定し、法規範文書発行のため国会常務委員会の法令⁴⁶の形式の使用を最小限にする。国会の決定権限に属する国家の重要問題につき法律の形式の使用を最大化する。具体的で直接的効力を持つ法典の作成を強化する。安定性を欠く法律があり、詳細を規定する施行案内文書の発行が遅れる状況を是正する。法令に違反する法規範文書の検査、監察、処理を強化する。法令作成過程において、指導者が規律、規範、責任、特に「集団の利益」を断固として積極的に支える責任を強化する。

一法令普及、法令教育業務の刷新を継続する。人民及び企業が容易に法令にアクセスできるように法的サービス、法的扶助・支援のネットワークを構築し、それら能力を高める。法令施行の仕組みを刷新し、法令の作成と施行を強固に結び付け、法令が公平に、厳正に、一貫性をもって、遅滞なく、効果的に実施されることを保障する。法令施行についての組織、個人の責任、特に指導者の責任を明確に確定する。法令の解釈に関する規定⁴⁷を完備する。法令違反行為を厳正に、遅滞なく監察、検査、発見及び処分することを強化する。人民の不可欠な利益に関連する重要な領域における法令施行を強化する。人民、企業の提案・考察を遅滞なく、効果的に受領し、処理する仕組みを完備する。

一法令に関する人的資源を開発し、法令作成及び法令実施の方式、方法を現代化す

⁴⁵ 「法典」の原文は *đạo luật*。

⁴⁶ 「国会常務委員会の法令」の原文は *pháp lệnh* である。ベトナム六法収録「2015年法規範文書発行法」の同法第4条3項に関する脚注9参照。 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf

⁴⁷ 「解釈」の原文は「*giải thích*」である。日本語で言うところの「解釈」の意味を含み、これまでも「解釈」と訳されてきたが、「*giải thích*」には日本語の「解釈」より広い意味がある（例えば、日本語で言うところの「説明」というのが仮和訳者の私見である）。

る。法制組織、法令業務組織の健全化を強固に行う。法令の作成及び施行に携わる幹部、公務員の政治的能力、程度、実力を高める。法的研究を発展させ、法令の研究及び教育の場の質を高める。投資資源の保障及び増強に適合する仕組みを持ち、法令作成及び施行の経費を効果的に分配、使用する仕組みを刷新する。

4. 国会の活動の組織の刷新と質の向上の継続

—国会を人民、人民の意思と希望に沿った代表による最高位の代表機関、最高位の国家権力機関であるという事実を継続する。組織及び活動において、民主的、法治、現代的、専門的、科学的、公開性、明白性、効果的という性質を発揮し、国会が国土の重要な問題につき立法、決定する職務を良好に実現し、国家の活動を最高度に監察することを保障する。

—国会議員の中心的役割を高める。国会議員の活動の質、効果を高め、その基準、仕組みを保障する。専門の国会議員数を合理的な数に増やし、行政、司法機関で業務をする議員数を減らす。国会議員の責任を選挙区と有権者に関連付ける。国会議員の有権者との接触の内容、方式を力強く刷新する。有権者の監察の仕組み及び国会議員に対する評価の仕組み、方式、指標を完備する。国会議員が自らの中心的役割を良好に実施するための条件を保障する。

—国会の会期数の合理的な回数を増やす研究の方向に従って、国会の組織、活動を刷新することを継続する。憲法が規定する国会常務委員会の職務、任務を良好に実施するためにその組織を検査し、活動の効果を高める。理路整然、主導的、責任、専門性の深化、機敏という方向に従って、国会の民族評議会、国会常務委員会に属する各機関の位置、役割を高め、組織を検査し、活動能力を高める。国会事務総長、国会事務局の制度を完備する。電子国会を構築する。

—立法活動の根本を刷新し、質、効果を高めて憲法及び法令による国家管理を保障し、国際統合の要請に適合することを継続する。

—国会の最高位の監察の実践的な範囲、対象、方法、方式を明確に確定する研究を継続する。法規範文書の質問、解説、監察の活動の質を高める。監視、検討、監察の後の提案の実施促進を重視する。国会信任投票を厳格に実施する。

—実質を保障する国家予算に関する決定規定を刷新して、予算の実施を監察し、財政、予算に関する決議を段階的に法典に変更する。

5. 憲法に従った国家主席制度の良好な実施の継続

国家元首である国家主席の位置、権限、任務を正しく、十分に、深く認識する。武装勢力を指導する役割における国家主席の任務と権限、国内外の活動において、そして憲法の規定に従った国会、政府、人民裁判所、人民検察院との関係における国防安寧評議会主席の任務と権限をより明確にするための研究を継続する。

6. 政府、地方政権の組織及び活動の刷新の継続と人民に奉仕する、専門の、法治的で、現代的で、効力的、効果的な行政の基礎の構築

—均整がとれた効果的な活動という方向に従って、政府、地方政権の組織及び活動

の刷新を継続する。既存の省、専門機関を組織する。各省、省同格機関及び省級、県級の人民委員会に所属する専門機関を合理的な数に減らす。大局的な管理及び政策形成における政府の構成員である省の大臣の役割を強化し、その責任を高める。主宰する一つの機関に対して具体的に指導し、主要な責任を負い、関連機関は協働して実施するという原則を実施する。指導者の責任を明確に確定することに関連して、部門間の調整の仕組みを段階的に廃止する。政府は最高位の国家行政機関として行政権を行使し、国会の執行機関であるという位置、役割を十分に発揮する。主導、創造、集中を高め、大局的管理、政策・法令・戦略・企画・計画の作成、検査・監察の手段、行政の根本の統一・統率、規律・規範の性質の保障を行う。現代的で、効力のある、効果的な、開発管理の集中という方向性に従って国家管理を刷新する。憲法及び法令に敬意を払うことを保障し、明白性、説明責任を高め、人民の参加を高める。

—法令作成における政府の位置、役割、権限、責任を明確に確定して、それを実施し、政策対応能力を高める。国家行政の根本及び立法権の実施への政府の主導的な参加を保障し、密接に協働し、統制を強化する。

—行政の根本を人民への奉仕、民主的な、法治、専門で、現代的な、科学的な、廉潔な、明白なものに構築し、人民、企業に利益となる環境を創造する。3つの主要な柱である、組織機構、公務・公職、電子行政及びデジタルへの変換に対する幹部、公務員、行政職員の質向上に重点を置きながら、行政改革の強化を継続する。行政手続を簡略化し、人民及び企業にとって不要で迷惑を惹起し、強靱な競争を阻害するいくつかの手続を廃止する。オンライン公務サービスの効果を適用する。デジタル経済、デジタル政府、デジタル社会の基礎を構築する。公共財産管理、公共サービスの質の改革を行い、効果を高めることを継続する。理路整然とした方向に従って効率業務部門を再調整して、質、効果的活動を保障する。

—地方政権を各地方の都市、農村、山間部、島しょ部、特別行政－経済地域に適合する組織にすることを完備する。地方に適合する政権の階層を減らす。各地域、経済区の発展の要請に関連付けながら、それぞれの地方に適合する地方政権のモデルを構築する。

—県級、社級の行政部門の調整を継続する。省級の行政部門が国家的行政部門及びそれぞれの地方の全体企画と適合する調整を研究する。地域の発展、地域の強靱な連結を促進し、経済－社会発展の要請に適合して、国防、国土の安寧を保障する特殊な仕組み、体制、政策を作成する。

—科学的、合理的に階層を分けて、分権を促進し、地方及び各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）の法令実施についての人的リソース、能力の保障と関連付けながら、その責任能力を高める。検査、監察を強化する。政府の統一的管理を保障し、主導、創造的役割を発揮して、地方及び各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）は自己責任を負う。政府の各省（※*ministry*のこと、*province*ではない）に対する責任、各省（※*ministry*

ryこと、provinceではない)間の責任、政府・各省(※ministryのこと、provinceではない)と地方政権の間の責任を明確に確定する。職務、任務、権限が交錯する状況を徹底的に是正する。国家行政機関内における個人と集団の間の責任を明確に分けて定め、個人、特に指導者の役割、責任を強化する。

—国家行政の根本的要請に適合する人的リソースの全面的開発及び質の向上、公務・公職員の制度の力強い改革、幹部・公務員・行政職員の職名の基準、業務の位置、業務の基準、具体的成果及び人民・企業の満足度による任務実施の結果における評価の指標の完備に集中する。

7. 専門の、現代的な、公平な、厳正で、廉潔で、祖国に奉仕し、人民に奉仕する司法の基礎の構築

—司法に関連する政策、法令を完備し、人権、市民権の尊重及び擁護を保障する。法令に反して干渉する行為を防止、阻止、処分する仕組みを司法活動内で完備する。審理権限に従った裁判所の独立、裁判官、参審員が独立して法令のみに従うことを保障する。

—裁判を中心とし、争訟を突破の手段とする司法訴訟制度を構築する。民主的で、公平な、法治、現代的な、厳正で、アクセスが容易な司法訴訟を保障する。人権、市民権を保障及び擁護する。司法訴訟手続の均整がとれた結果を適用する。司法訴訟費用の方式を司法訴訟の方式と結合⁴⁸する。人民が裁判所で裁判に参加する仕組みを刷新し、その効果を高める。民事権の主体が弱者の集団である場合、又は公共の利益に関連するが提訴をするものがない場合、民事事件の提訴についての法令の規定の完備の実施、研究を総括する。

—各級の裁判所間の行政関係の状況を是正するための仕組みを完備し、各級の裁判所間の独立、及び裁判の際の裁判官、参審員の独立を保障する。第一審、控訴審、判決の再検討、監督審の手続に従った決定、再審における任務を明確に分けて規定する。電子裁判を構築する。十分に、正しく司法権を実施するため、裁判所の権限を確定する。行政違反、人権、市民権に関連する問題がある決定の裁判において裁判所の権限を大きくする。裁判所における事件の立件を検討する場合、裁判活動において裁判所が証拠収集する場合の裁判合議体の権限が明確になるように研究する。

—人民検察院が公訴権の行使及び司法活動の検察という職務を良好に実施するための体制を完備する。捜査活動における責任を強化し、公訴権の行使に対する内部統制を強化し、裁判官、参審員が独立しており、法令のみに従うという原則に適合するように裁判活動を検察する仕組みを完備する。

—均整の取れた、専門の、質の高い、効力のある、効果的な、任務が与えられた理由とその任務内容に適合するという方向性及び被逮捕者、被暫定留置人、被勾留者に対する法令に基づく人権・市民権の保障という方向性に従って、捜査機関及び捜査活

⁴⁸ 「結合」の原文は kết hợp である。

動進行の任務を与えられた機関の職務・任務の精査・調整・完備を継続する。捜査機関の制度の完備を研究する。捜査機関の訴訟命令及び決定が検察院によって取り消され、又は法律の規定に反して不承認となった場合に、捜査機関が検討、解決を提案する制度の完備を研究する。

—判決執行機関制度の組織及び活動の刷新を継続する。コミュニティにおける犯罪者の教育管理・更生、刑事判決執行者の管理・監察・教育の業務の効果をより一層高める方向に従って、刑事判決執行制度を完備する。法令の規定に従って、判決執行者に対する人権・市民権をより良好に保障し、擁護する。時間、費用を節約する方向に従って、民事、行政判決執行の質、効果を高める制度を完備する。刑事、民事、行政判決執行において各機関の協働効果を高める。適切な保障制度及び実施手順に基づき、民事判決執行活動を社会化することを実施する。

—弁護士及び弁護士職についての制度を完備し、弁護士が法令の規定に従って権利、義務、責任を良好に実施できるように保障する。弁護士に対する国家管理の効力、効果、及び社会－職業組織の自己責任を強化し、弁護士職の活動における規律、規範を強化する。強固な政治的实力、純潔な職業道徳、法律への精通、優れた職業、外国語スキルを備え、司法改革と国際統合の要請に適合する弁護士集団の活動の教育、増強、構築及び発展を強化する。法令が規定する正しい任務の実施にあたり、あらゆる階層での法律家協会⁴⁹を強化し、法律家協会の構成員の役割、責任を高める。

—公証、調停、仲裁、民間執行吏、司法鑑定分野を社会化し、発展させるための人的リソースを動員する制度の完備を継続する。公証、調停、仲裁、民間執行吏、司法鑑定の職業集団を構築し、専門的活動とその質、法令の遵守、職業道徳基準、社会のニーズに対する良好な適合性を保障する。

—法律扶助、特に司法訴訟活動における法律扶助の役割、専門性及び質を高める。法律扶助制度における情報技術活用を現代化し、強化する。国土の条件に適合するように、法律扶助の対象を広く理解する。

—司法の人的リソースの量を開発しつつ、その質を保障し、合理的制度とする。司法の人的リソース養成の質を高め、法学修得者の養成の場所を合理的に精査し、調整する。専門業務、政治的力量、道徳の質、職業責任、法令・経済・社会に対する見識及び司法に関する職種・リソースごとに実際に行った経験に関する基準を明確に確定する。司法職の任命のため、リソースは広くとり、採用制度の実施を促進する。給与の政策・制度、任命期間を刷新し、司法幹部集団、特に裁判官集団が安心して業務を行い、廉潔で、公平な心を持ち、専門的であり、新たな状況における任務の要請に適合する制度を刷新する。

8. 国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進

—国家権力制度を完備し、立法、行政、司法権の実施における各国家機関ごとの具

⁴⁹ 「法律家協会」の原文は *hội luật gia* である。

体的役割、位置、任務、権限をより明確に確定し、各国家機関を関係づける。国家権力は統一で、それぞれの機関において、及び各国家機関の間、中央と地方の間、各地方政権の間、政権の一つの階層における各機関の間で、任務が理路整然と割り当てられ、密接に協働することを保障する。立法権、司法権を行使する機関の統制において法施行機関の権限、責任をより明確に規定する。立法権、行政権を行使する機関の統制における司法機関の権限、責任をより明確に規定する。制度的に、あらゆる権力は緊密に統制され、責任によって拘束されなければならない、権力はその責任となり、権力が大きいほど責任も大きい。権力の濫用、悪用は責任追及されて処分をされなければならない。権力の統制は、国家及び幹部、公務員、行政職員の活動における規律、規範と密接に関連付けられる。

— 党、人民による国家権力の検査、監察、統制の制度の効果を密接に結合する。国家機関における民主集中、解説の責任、公開、明白の原則を十分に実施する。党の検査機関、党の助言・参謀機関、国家の調査・監査機関の活動の効果の刷新、向上を継続する。人民が直接に国家権力を統制できるような制度を完備し、情報にアクセスする権利、提案・考察・不服申立て・告発をする権利及び憲法、法律に従った人民の他の権利を保障する。国家権力の監察、統制におけるベトナム祖国戦線、各政治-社会組織、団体及び各報道機関の役割をより多く発揮する。

— 断固として、粘り強く汚職・消極的現象を阻止し、撃退する。権力を制御し、汚職・消極的現象を防止する新たな制度設立を研究する。調査、検査、監査、捜査、起訴、裁判、判決執行において、加えて立法及び財政、公共財産使用の業務において、汚職・消極的現象を防止するため、権力制御についての規定を発行する。汚職・消極的現象ができないように厳格に予防する制度をつくる。汚職・消極的現象ができないように、汚職・消極的現象を発見して、遅滞なく厳正に処分する。幹部、公務員、行政職員の給与改革、生活向上を促進する。汚職・消極的現象を必要とせず、望まない廉潔な、節約の文化をつくる。

9. ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請に適合する国際統合の強化・主導、新たな形式の祖国の建設と擁護

— 全面的に、広く深く、実質的で、効果的な国際統合を積極的に主導するための制度を完備し、独立、自主、平和、友好、協力及び発展という対外路線を一貫して実施することを継続する。国際連合憲章及び国際法の原則に基づき、国家-民族の利益を最高に保障する。独立、主権、統一、領土の完全性、国家の安寧、社会主義制度を堅持する。国際、地域での多面的で秩序のある制度の建設、定型化への参加・提供を主導する。ベトナム法令と国際法との関係をつなぐことを調整する法令を完備する。ベトナムと他国との間の権限及び法令についての衝突の効果を解決して、個人・組織・ベトナム国家機関の合法的で正当な権利利益を良好に保障する。関連を有する機関、組織の制度及びその能力向上を完備し、ベトナムが締結又は加盟済みの国際誓約、条約を十分に、効果的に実施する。

—国際法令協力の人的リソース教育の効果、質を高める。国際法令制度において、ベトナムの法令専門家の参加を促進する制度を構築する。外国に所在するベトナムの市民、法人の合法的で正当な権利利益の保護、擁護についての法制度を完備する。

—党の方針・路線、国家の政策・法令、社会主義法治国家建設における成果、ベトナムの社会—経済発展、人権・市民権の保障と擁護について対外的情報発信業務を増強する。

10. ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、党の指導の強化、ベトナム祖国戦線及び人民の役割の発揮

—国家の管理、調整において、党の指導方式の刷新、党の全面的で統一的な指導の保障、責任、主導性、創造性、効力、効果の発揮を継続する。党の決議の作成、発行及び実施の刷新、質の向上を継続する。指導者が組織機構を構築し、各階層の、十分な資質、能力及び威信のある、ベトナム社会主義法治国家の建設、完備の要請、任務に適合する幹部・公務員の集団の構築を強化する。幹部、党員、特に指導者が模範の役割を發揮する。指導者が立法、行政改革及び司法改革を刷新し、その質を高めることを重視する。具体的規制、規定の発行・修正・補充、それを公開して幹部・党員及び人民からその実施の監察を受けることを通じて、党の指導方式の具体化を継続する。党の方針、路線の具体化、制度化とその実施の検査、監察を強化する。十分でなく、厳正でなく、効果的でない実施状況を徹底的に是正する。

—「党の指導、国家管理、人民主体」及び「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」の路線の具体化、制度化、完備、良好な実施を継続する。党のあらゆる方針・路線、国家の政策・法令は人民の利益と幸福のためのものであり、人民の主体権、積極・創造性を十分に發揮する。党と廉潔で強靱な政治制度建設に参加する人民の役割を發揮するための制度を完備し、人民、人民への奉仕と密接に関連して、その決定につき人民に対して責任を負う党を強化し保障するための具体的規定を完備する。党の組織及び党員が、憲法と法令の枠組み内で活動し、見本となって憲法と法令を順守することを保障する。

—ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、ベトナム祖国戦線、政治—社会組織、団体の機構・活動制度の刷新、それらの役割の十分で効果的な発揮を継続する。ベトナム祖国戦線、政治—社会組織が、人民の主体権の発揮、党・国家への監察と社会的評価、党・国家の建設、国家権力の統制、汚職・消極的現象の防止、祖国建設及び擁護における全民族の団結の威力強化への貢献について、中核的役割を良好に実施するための制度を構築し、完備する。

V—実施組織

1. 政治局は決議実施計画を発行する。指導者は、ベトナム社会主義法治国家建設、完備に関して政治制度及び社会全体の認識、活動において同調して遅滞なく、効果的に展開して、力強く前進する。

2. 省の委員会、市の委員会、党の委員会、党幹事会⁵⁰、党員集団⁵¹、中央に直属する党の委員会は研究し、協力し、貫徹して、決議実施の方針、計画及び組織を作成する。
3. 国会の党員集団、政府の党幹事会、最高人民裁判所の党幹事会、最高人民検察院の党幹事会は、関連を有する法令文書の修正、補充の精査、同調性、統一性の保障、ベトナム社会主義法治国家建設任務実施及び決議実施監察のための法的基盤の作成を指導する。
4. ベトナム祖国戦線及び政治－社会組織は監察、社会的評価業務を行うことを強化し、各階層の人民が積極的にベトナム社会主義法治国家建設及び決議実施の監察に参加することを促進する。
5. 中央宣伝教育委員会は、政治局と書記局を支援し、決議の研究、学習、貫徹、宣伝、普及を組織して、報道機関に対するベトナム社会主義法治国家と決議の実施過程についての宣伝の強化を指導することを自ら主宰し、中央内政委員会と協働する。
6. 中央内政委員会は、常時、決議実施を督促、案内、検査、監察して、定期的に評価、総括して政治局と書記局に報告することを自ら主宰し、関連する機関と協働する。

中央執行委員会

(署名済み)

グエン・フー・チョン

⁵⁰ 「党幹事会」の原文は ban cán sự đảng である。

⁵¹ 「党員集団」の原文は đảng đoàn である。

【2023年4月28日付仮和訳】

中央執行委員会

ベトナム共産党

番号: 11-KH/TW

ハノイ 2022年11月28日

計画

新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設及び 完備に関する第13会期党中央執行委員会第6回会議決議の実施

新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設及び完備に関する第13会期共産党中央執行委員会第6回会議の、2022年11月9日付決議、番号27-NQ/TW（以下、27号決議という）の実施にあたり、政治局は以下のような実施計画を発行する。

I 目的、要請

- 27号決議の実施における党委員会、党組織、機関、組織、幹部、党員及び人民の政治的認識、決心、責任を高め、ベトナム社会主義法治国家の建設及び完備における積極的前進を創造する。
- 省の党委員会、市の党委員会、党委員会、党幹事会⁵²、党員集団⁵³、中央直轄の党委員会は、27号決議及び政治局の計画に基づき、自らが主導的に方針、提案、計画を作成する機関、部局、地方の機能、任務、権限及び実際の要請を踏まえて、決議を実施する。
- 27号決議の強力な、全面的で、同調的で、効力的で、効果的な実施の指導；実施展開の任務、解法、計画及び責任の割り当ての具体化；目標、任務、解法の勝利実現のために資源を起動し、効果的使用をすることに集中する。

II 決議貫徹の業務及び実施計画の展開

- 政治局は、27号決議及び決議実施計画を研究、学習、貫徹する全国幹部会議を組織する（2022年12月）。
- 中央宣伝教育委員会⁵⁴は、各級の委員会が27号決議及び決議実施計画を研究、学習、貫徹する案内を主宰し、関連機関と協働する；報道機関が決議の内容及び実施結果の広報を強化することを指導する（2022年12月中に完了して、常時実施を指導する）。
- 党の政治局員・書記局員・中央執行委員の同志、省・市の党委員会・党員集団の書

⁵² 「党幹事会」の原文は ban cán sự đảng である。

⁵³ 「党員集団」の原文は đảng đoàn である。

⁵⁴ 「中央宣伝教育委員会」の原文は Ban Tuyên giáo Trung ương である。

記、党幹事会・中央直轄の党委員会は、地方、機関、部局の実際の条件に適合する担当範囲において、27号決議の研究、学習、貫徹及び決議実施計画、方針の作成を指導する責任を負う（2023年1月中に完了する）。

Ⅲ－重心的任務

中央から末端までの党委員会、党組織、国家機関、ベトナム祖国戦線及び政治－社会組織は、以下の重心的任務実施の領導、指導に集中する。

1. 27号決議実施の計画、方針を作成する；計画、方針の実施過程を、常時、検査し、監察し、進展を促す。
2. 幹部、党員及び人民に対する、憲法及び法令、新段階におけるベトナム社会主義法治主義国家についての認識の向上及びその継続的建設、完備の要請についての宣伝、普及、教育を強化する。幹部・党員・公務員及び社会全体において、憲法及び法令の意識及びそれを尊重する生活様式の醸成を粘り強く行う。
3. ベトナム社会主義法治国家建設、完備に関して、党の方針、道程を十分に、遅滞なく体制化する。汚職・消極的現象の防止を強化する。厳正で、効果的で、迅速な国土発展の要請を保障する、強靱な法令制度及び法令実施機構を完備する。国会、人民評議会の活動の効果の向上及び刷新を継続する。政府、地方政権の活動の効果の向上及び刷新を継続する。司法の土台を専門的で、現代的な、公平で、厳正な、廉潔で、祖国・人民に奉仕するものにする。
4. 人民が直接民主、代表民主、特に草の根民主主義によって、国家権力を実施するメカニズムを十分に体制化し、効果的に実施する。人権、市民権に関する党の方針・観点、憲法の規定の体制化、具体化及び質の高い実施を継続する。

Ⅳ－具体的任務

1. 国会の党員集団

—国会の活動の質の刷新及び向上の直接的指導、立法機能の質の高い実施、国家の重要問題の決定、国家の活動に対する最高位の監察を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—全ての分野における法令制度の助言、指導、完備を主宰し、政府の党幹事会及び関連機関と協働する。特に、国家機構の組織、活動に関する法令及び政治制度を完備する；民主性を発揮し、人権、市民権を保障、擁護する；社会主義的方向性を持った市場経済体制を、国会、市場及び社会の間で関係づける；科学、技術の教育－育成を発展させる；人的リソースを開発し、人材を引き付け、活用する；文化、情報、広報、運動、医学、社会の安定、環境保護、気候変動に対応する；グリーン経済、デジタル経済、循環経済を発展させる；司法、国防、国家安寧、社会の安全・秩序を発展させる；外交と国際統合を発展させる（常時実施する）。

—法令作成作業において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止、集団・局所的利

益に関して規定する政治局に助言する（2023年中に完了する）。

— 専門の、科学的な、遅滞のない、実施可能性のある、効果的な法令作成過程の刷新、完備に関する提案作成を指導することを主宰し、政府の党幹事会と協働する。（2024年中に完了する）。

— 国会及び国会の各機関の組織・活動の刷新の継続の提案；国会議員の機構の刷新、活動の質・効果の向上の提案；国会議員及び各級の人民評議会議員の選挙制度の刷新の提案の作成を主宰し、中央組織委員会及び関連機関と協働する（2024年中に完了する）。

— 開かれた方向性に従った、法令の規定完備の実施及び研究の総括及び人民の直接民主形式のより良い発揮の総括を指導する（2024年中に完了する）。

2. 政府の党幹事会

— 均整が取れ、効力のある、効果的な活動の方向に従って、政府・各級の人民委員会の組織、活動の刷新の直接指導を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 権限に従った、政策・法令の修正、補充、発行；法令施行制度の刷新、法令実施組織の効果向上を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 行政改革を強力に直接的に指導し、人民に奉仕し、民主的で、法制的な、専門の、現代的で、科学的な、廉潔な、公開の、明白で、風通しのよい環境を創出し、人民、組織、企業に便利な行政の基礎を構築する（常時実施する）。

— 司法補助、法律扶助の組織及び活動に対する国家管理体制の完備、国家管理の効力、効果の向上を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 資金源への助言、指導と資金源の保障・増強を行い、法令作成及び法令施行の経費の効果的な割り当て・使用の制度の刷新を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

— 公的財政、公的財産の管理、使用において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関する規定への助言を指導する（2023年中に完了する）。

— 立法権、司法権を実施する機関に対する行政権実施機関の権力検査機構の完備の提案の作成を主宰し、関連機関と協働する（2024年中に完了する）。

— 国家及び地方の行政部局の総体的企画に適合する県級、社級の行政機関の調整の継続に対する指導；省級の行政部局の調整場所の研究；国土の経済－社会発展の要請に適合する、実際の地域発展に関する特殊な体制・機構・政策の作成、地域の連結を主宰し、関連機関と協働する（2025年中に基本的部分を完了する）。

— 都市、農村、山岳地帯、島しょ部、特別行政－経済地域と適合する地方行政組織の完備の継続に関する指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に基本的部分を完了する）。

— 地方、省、省同格機関について、法令実施責任の向上、人的リソースの補償、法令実施能力の科学的、合理的な分配・分権の指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に基本的部分を完了する）。

—法令研究、養成機関の質向上；法的人材養成機関の合理的精査、調整；法律科学の発展、質・量が保障された、制度適合的な法令・司法的人材のリソース発展の継続の指導を主宰し、関連機関と協働する（2030年中に完了する）。

3. 最高人民裁判所の党幹事会

—司法活動における不適切な介入行為を防止、処分する制度の完備の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—裁判所管理制度、各級の審理における独立の保障制度及び審理における裁判官、参審員の独立の完備の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—簡易な司法手続の適用効果向上；訴訟費用の方式と訴訟の方式の結合の提案作成を主宰する（2025年より前に完了する）。

—裁判所における審理への人民参加制度の効果の刷新及び向上の提案作成を主宰し、ベトナム祖国戦線の党員集団、ベトナム法律家協会の党員集団と協働する（2025年より前に完了する）。

—行政権、立法権実施機関に対する司法権実施機関の権力検査制度構築の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

4. 最高人民検察院の党幹事会

民事権の主体が社会的弱者の集団である場合、又は公的利益に関連するが提訴すべき者がいない場合における、民事事件の提訴に関する法令の規定の完備の研究、提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

5. 国家会計検査院の党幹事会

国家権力の検査において、国家会計検査院の活動効果の刷新、向上の継続を指導する（常時実施する）。

6. ベトナム祖国戦線の党員集団

—人民による直接的な国家権力検査制度の完備継続；情報へのアクセス権、提案・反映権、不服申し立て権、告発権及び憲法及び法令の規定に従った市民権の保障；国家権力の監察、検査における人民の役割の強力な発揮に対する指導を主宰し、中央大衆動員委員会⁵⁵、中央宣伝教育委員会及び関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム社会主義法治国家の建設、完備における、ベトナム祖国戦線、政治－社会組織、団体の活動組織機構・制度・役割を十分に効果的に発揮させるための刷新継続の提案作成を主宰し、関連機関と協働する（2025年より前に完了する）。

—法規範文書草案に対する各階層の人民の意見の社会的評価、理解及び採用を完備する提案の作成を主宰し、中央大衆動員委員会、ベトナム法律家協会の党員集団と協働する（2025年より前に完了する）。

⁵⁵ 「中央大衆動員委員会」の原文は Ban Dân vận Trung ương である。

7. 中央組織委員会

—「党の指導、国家管理、人民主体」という制度の具体化、体制化、完備、質の高い実施の継続についての助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム社会主義法治国家建設及び完備の要請に適合する、十分な資質、能力、威信を備えた各級の幹部・公務員の組織機構構築の指導強化に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

8. 中央大衆動員委員会

「民は知り、民は話し合い、民は検査し、民は監察し、民は享受する」という方針の具体化、体制化の継続に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

9. 中央検査委員会

—決議実施過程の検査・監察、各級の検査委員会が検査・監察業務を強靱に実施することの指導・案内、党組織・党員の誤りの遅滞なき発見と厳正な処分を強化する。各級の検査委員会の活動効果の刷新、向上に対する助言を主宰し、党委員会と協働する（常時実施する）。

—検査、監察、調査、監査活動において、政治局が権力の検査、汚職・消極的現象に関して規定することに対する助言をする（2023年中に完了する）。

10. 中央宣伝教育委員会

—報道機関、ジャーナリストがベトナム社会主義法治国家に関して宣伝するように指導すること；党の方針・政策、ベトナムの国家の法令、社会主義法治国家の建設・完備における成果、人権・市民権の保障と擁護に関して対外通信業務に対する助言をすることを主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—決議の内容を案内、宣伝する計画の発行を主宰し、中央内政委員会及び関連機関と協働する（2023年第1期中に完了する）。

11. 中央理論評議会

ベトナム社会主義法治国家に関して統一的な認識を作るため、ベトナム社会主義法治国家に関する理論研究業務のより良い実施、実践の総括、十分に全面的な理論体系の確立を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

12. 中央内政委員会

—決議実施の領導・指導における、政治局・書記局の検査・監察業務の強化に対する助言を主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—ベトナム法律家協会の党员集団及びベトナム弁護士連合会の党员集団が新段階におけるベトナム社会主義法治国家建設の要請に適合させるための政治局・書記局の指導に対して助言することを主宰し、関連機関と協働する（常時実施する）。

—捜査、起訴、審理、判決執行の活動において、権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して規定する政治局に対して助言する（2023年中に完了する）。

—権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して新たな制度の設立の研究、提案を

する（2025年中に完了する）。

1 3. 汚職・消極的現象の防止に関する中央指導委員会

汚職・消極的現象の防止制度の設立；汚職・消極的現象行為の遅滞なき、厳正な発見・処分；給与政策改革の促進；党の組織・国家機関及び幹部・党員において廉潔な、節約の文化をつくることを指導する（常時実施する）。

1 4. 党中央事務局

—決議及び決議実施に関する政治局の計画を貫徹、展開する全国幹部会議を組織するように助言することにつき、中央宣伝教育委員会と協働する（2022年12月）。

—政治局、書記局が決議実施に関する検査、監察プログラムを作成し（2023年から実施する）、決議実施結果をまとめた情報に関する政治局・書記局への報告を助言することにつき、中央内政委員会と協働する。

V－実施組織

1. 政治局、書記局は決議及び政治局の計画実施の領導・指導、常時の検査・監察を強化する。
2. 中央の委員会及び助言機関の長の同志、省の委員会・市の委員会の書記、党幹事会、党員集団、中央直属の委員会、ホーチミン共産青年団は、自らの機関、部局、地方において、決議及び政治局の計画実施を主宰し、その結果につき全面的責任を負う。
3. 中央内政委員会は、監視、監察、検査、促進、初期評価、総括を常時行い、決議及び政治局の計画の実施結果を政治局、書記局に定期報告することを主宰し、関連機関・組織と協働する。

政治局を代表して

ヴォ・ヴァン・トゥオン